

**\*テーマ：二段書きの商標の称呼判断**

商標が二段書きの文字によって構成されている場合、以下の2つの問題点を考えることができる。

1つ目は、二段に描かれた文字の大きさやデザイン、色彩などが異なる場合であり、当該商標全体から1つの称呼観念が生ずるかどうかが、あるいは商標が分離され、いずれかの文字部分からも称呼観念が抽出されるかどうかである。

商標の類否判断には要部観察という方法があり、商標中の識別性の高い部分を商標の要部として抽出し、そこから生ずる称呼観念によって他人の商標との類否判断を行なうという方法である。特許庁の審査段階では、商標が二段に書かれ、大きさや文字デザインが異なる場合には、原則として商標を分離し、それぞれの称呼について類否判断が行われている。

しかし、たとえ二段に描かれていても、商標全体のデザインに統一性がある場合や意味的な統一性が理解できる場合には、審判において商標が分離されることなく、一連一体の称呼、観念が生ずると判断されている。

下記の審決例は、いずれも審査段階では商標が分離され、その称呼により類似商標と判断されたことを意味して居り、非類似と判断されたものは、デザインや観念上の統一性が認められたことを意味している。

2つ目は、商標の称呼を特定すると見られるカタカナ文字やひらがなが併記されている場合である。その場合、振り仮名と見られる文字部分が、主たる部分の自然な発音を表記していると見られる場合には、当該振り仮名によって特定された称呼によって類否判断が行われるが、自然な称呼とは見られない場合には、振り仮名部分とは異なる称呼によって類否判断が行われている。

商標審査基準では次の例が挙げられている。

①商標「紅梅」に「ベニウメ」の振り仮名がつけられている場合であっても、「コウバイ」の称呼も生ずる。

②商標「白梅」の文字のみから成る商標からは、「ハクバイ」及び「シラウメ」の自然な称呼が生ずる。






③商標「竜田川」に「タツタガワ」という自然な称呼の振り仮名がつけられている場合には、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は生じないものとする。

しかし、商標の称呼というものは、商標を使用する者がどのような称呼によって取引にあたって行くかによって決まってくるものである。特許庁が商標使用者の意図とは異なる称呼を抽出して商標の類否判断を行なうことは、取引の実情を無視したことにはならないであろうか。このような判断は、外国語からなる商標について言える問題である。

**(1)二段書き商標の類似性・…一体性の有無**

● 類似性（＝：類似、X：非類似）

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
	=		25	2007-2055	
	=		36	2005-14374	
	=	カセッター	20	2004-11407	
	=	シーグリーン	31	2003-2447	
	=		旧 24	知財高 19(ネ)10057 10069 なお、知財高 20(行ケ)10347 では、取引の実証を考慮し、混同のおそれはないと判断している。	
	=	ミュー	6,19,37		

	X	HYPER ハイパー	28	2008-20470	「ハイパーエックス」のみの称呼。
	X	プライム	36	2008-3279	「リビコートプライム」のみの称呼。
	X	City 都市	6	2007-3026	「ダイウヨシムシティ」のみの称呼。
	X	リボーン	9	2007-24157	「カテキョー(カティキョウシ)ヒットマンリボーン」のみの称呼。
	X	MARBLE CHOCOLATE	30	2007-38558	「マーブルプレミアムソフト」のみの称呼。

(2)二段書き商標の類似性・・・呼称特定の可否

● 類似性 (=:類似、X:非類似)

本願商標	類否	引用商標	クラス	審判番号	メモ
ういはだ 初肌	X	はつ肌	3	2008-900212	
ULTA	X	エー・アール・ティー・エー ARTA	9	2008-2052	
	X	バイオン BION	5	2008-386	

	×	足技	44	2007-17124	
Epseed	×	イースピード ESPEED	9	2004-90220	
Kanebo バイオコスメ BIO COSME	×	バイオコスメ	3	2004-9601	
ASTAM エーエスタム	×	アステム ASTEM	9	2003-19089	
	×	SCREEN	9	2003-7676	
森の水 ing モリノスイング	×	イング	30	2000-3521	
ウィルブイアイ WILLVi	×	WILL BE	36	2002-11531	
BOMB ボム	×	ビーオーエム 	9.16	2009-900122	
アークル ACRE	=	acre	12	2003-90325	本願商標からは「アクレ」の 称呼も生ずる
マイレックス MILEX	=	ミレックス Milex	1	2001-7534	引用商標からは「マイレック ス」の称呼も生ずる
バイオン BION	=	ビオン BION	3	H11-6436	引用商標からは「バイオン」の 称呼も生ずる
	=	楽生	旧 11	H6-17356	本願商標からは「ラクショウ」 の称呼も生ずる
ラボ LAB	=	ラブ	旧 4	H2-22065	本願商標からは「ラブ」の称 呼も生ずる